

(平成24年4月)

京都市消費生活総合センター

1 5月は「消費者月間」です！

消費者保護法（消費者基本法の前身）が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業が集中的に行われてきました。

25回目に当たる今年度のテーマは「安全・安心 いま新たなステージへ」です。

京都市では、消費者月間に合わせ、市内の市政広報版に啓発ポスターを掲示するほか、消費生活情報誌を発行し、全家庭に回覧させていただく予定です。

また、5月26日（土）には、高齢者の見守り活動を行う方や消費者問題に関心をお持ちの市民の方を対象とした消費者月間講座「『広げよう！見守りの輪』～高齢者を消費者トラブルから守るために～」を以下のとおり開催します。

- 1 日 時 5月26日（土）午後1時30分から午後3時45分まで
- 2 場 所 ひと・まち交流館 京都
- 3 内 容 **第1部** 消費生活劇場「だまされたらあきまへん！」
消費生活講座「悪質商法の手口と対処法」
第2部 特別講演『広げよう！見守りの輪』～高齢者を消費者トラブルから守るために～
- 4 参加費 無料

※参加の申込方法など詳しくは、市民しんぶん全市版5月1日号を御覧ください。

2 高齢者を消費者トラブルから守るために

消費生活総合センターでは、日々市民の皆様から消費生活に関する様々な相談を受け付けています。

相談者を年代別に見ると、60歳以上の相談が全体の3割を超えており、高齢者を狙った悪質商法は後を絶たず、その手口も複雑・巧妙化しています。例えば、未公開株等による被害を受けた高齢者が、「お金を取り戻してあげる。」と言って近付いてきた業者の話信じ、更にお金をだまし取られるという二次被害に遭うケースも起こっています。

そこで、以下に、「高齢者が狙われやすい理由」や「周りの方の見守りのポイント」、「悪質商法から身を守る6つの心得」をまとめましたので参考にしてください。

高齢者が狙われやすい理由

- ・加齢と共に心身機能が衰え、それに伴い判断力や交渉力が低下する。
- ・新しい商品やサービス、契約方法への理解が難しくなり、業者の言いなりになりやすい。
- ・健康面の不安や、住居や財産管理の不安から、業者の話信じてしまう。
- ・独り暮らしの寂しさから、業者の優しさに弱く、自分のことを色々話してしまう。

見守りのポイント

- ・地域から孤立しがちな高齢者へ、最近の悪質商法の手口等について情報提供をする。
- ・高齢者の住まいを訪問した際に、見掛けない商品があったり、業者が頻繁に出入りしているなど、普段と違う様子を感じたときは、さりげなく尋ね、不審なときは消費生活総合センターへの相談を勧める。

悪質業者から身を守る6つの心得

- 1 見知らぬ人の親しげな訪問、接近に注意。簡単にドアを開けない。
- 2 あまい言葉に御用心。うまい話はまず疑う。
- 3 預貯金、家族構成などのプライバシーはあかささない。
- 4 納得できるまで説明を受けて署名や押印は慎重に。契約書は必ず受け取り、大切に保管しておく。
- 5 「結構。」「いいです。」といったあいまいな言葉は使わない。必要なければキッパリ断る。
- 6 一人で決めず、契約前に家族や身近な人、消費生活総合センターに相談する。

3 悪質「出会い系サイト」における高額被害に御注意ください！

最近、パソコンや携帯電話で内職紹介サイトやアルバイト情報サイトに登録した後、出会い系サイトからメールが来るようになったというケースが増えています。

これは、内職や仕事を探している人が、収入を得られる等をうたったインターネット上の広告やチラシに掲載されている URL^{*1}をクリックし、登録するための空メールを送ることにより、知らないうちに出会い系サイトに誘導され、登録させられているためです。

これらのサイトの多くが、メール交換等のサービスを利用する度に費用（ポイントの購入等）が発生する仕組み（都度課金）になっており、「仕事を紹介してもらったためのメールのやり取りをしているうちに、高額のポイント代を支払ってしまったが、結局、仕事を得られなかった。だまされたのではないか。」という相談が、若者だけでなく高齢者からも寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないために、事例と対処法を以下にまとめました。

※URL：それぞれのサイトのインターネット上での住所を表します。

事 例

- ① 携帯電話で内職情報を検索していたら、在宅ワークの紹介があったので空メールを送った。すると、「悩み相談に応じてくれたら30万円を振り込む。」というメールが届き、内職情報サイトが紹介してくれた仕事だと思い、悩み相談に応じるメールのやり取りをした後、現金を受

け取る手続のために数千円支払った。しかし、その後も様々な理由で更に数万円を請求されるようになった。仕方なくクレジットカードで支払ったものの、先方からのメールに書かれていた30万円は、結局、振り込まれなかった。

- ② 「簡単に高収入が得られる。」というメールを見て、登録のための空メールを送信したところ、資産家と名乗る者から「あなたに高額の資金援助をしたいので手続をしてほしい。」というメールが届き、手続に必要というので、指示されるままに費用を支払ったが、結局、資金援助は受けられなかった。

対処法

- 「お金を振り込む」「簡単に高収入が得られる。」等のメールには注意し、将来得られるという収入を前提とした支払は避けましょう。

メール相手が実在する人物か、内容が本当かといったことを確認することは、極めて困難です。また、実際にお金をもらえたという事例は確認できていません。インターネット上の見知らぬ相手の言うことを簡単に信用せず、このような相手とは絶対にメール交換をしないこと。

- ^{つどかきん}都度課金^の場合は特に注意しましょう。

現金の受取手続をするようメールが届き、何度も手続のためのメールを返信するように指示され、メールのやり取りをしているうちに、高額のポイント代を支払わされることとなります。うまい話は絶対に信用しないこと。

- トラブルに遭ったと感じたら、すぐに消費生活総合センターに相談しましょう。

可能な限り、やり取りをしたメール内容や支払記録（レシート等）を保存し、すぐに消費生活総合センター（☎256-0800）に相談すること。

4 「消費生活学習すごろく」をインターネットで配信！

京都市では、この度、消費者教育の一環として、消費生活に関する様々な問題について、小・中学生とその家族などが楽しみながら学ぶことができる学習すごろくを制作し、インターネットでの配信を開始しましたので、お知らせします。

1 概要

消費生活総合センターのキャラクターである「クーリング・オフマン」が登場するインターネットすごろく（Adobe Flash Playerを利用したウェブブラウザ上で行うすごろく）で、消費生活に関する様々なクイズに回答しながらゴールを目指します。

2 媒体 インターネット

3 プレイ人数 4名以内

4 アクセス方法

「京都市情報館」サイト → 消費生活総合センターのホームページ「デジタルコンテンツ」をクリック → 「消費生活学習すごろく」をクリック

消費生活総合センターホームページアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html



5 市民料理教室「包丁教室」開催のお知らせ

この度、京都市では、市民の皆様にも充実した食生活を送っていただくために、旬の魚などの食材を利用した調理法を楽しく学ぶ、市民料理教室を京都水産協会との共催で開催しますので、お知らせします。

家族や友人などのグループでのお申込みも可能ですので、多数の御参加をお待ちしています。

- 1 日 時 5月20日(日)
午前9時45分から午後0時30分頃まで(受付は午前9時15分から)
- 2 会 場 ラ・キャリエール クッキングスクール(中京区河原町通三条上る)
- 3 定 員 80名(市内在住の方。申込多数の場合は抽選。抽選結果は代表者にハガキにて連絡します。)
- 4 参加費用 1人につき1,000円

5 申込方法及び問合せ先

*往復ハガキでお申し込みください。

*1通の往復ハガキにつき、3名まで申込みが可能です。

*往復ハガキに、代表者の氏名、年齢、住所、電話番号と参加希望者全員(代表者を含めて3名まで)の氏名、年齢を明記し、以下までお申し込みください。

なお、返信用の宛名面には、必ず、申込代表者の住所、氏名を御記入ください。

〒600-8847 下京区朱雀分木町80番地 京都市中央卸売市場第一市場内
京都水産協会 おさかな普及事業推進委員会 TEL 323-6777

- 6 締切り 5月9日(水)必着

【編集後記】桜の花が咲き誇る頃、街のあちこちで、新生活をスタートさせ希望に満ちあふれた人たちの姿を見掛け、見ている方も清々しい気持ちになりました。本誌は、平成18年10月に第1号を発行し、今年で6年目を迎えます。これからも、その時々で新鮮で、暮らしに役立つ情報を皆様にお伝えする誌面を目指しますので、今後とも御愛読いただきますようお願いいたします。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金(祝日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時

